

新たに海外への輸出に挑戦する市内企業を支援するため、
販路開拓に係る経費を最大50万円まで補助します！

名取市海外販路開拓支援事業補助金のご案内

■ 補助対象者

- ☒ 名取市内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業等
- ☒ みなし大企業（同一の大企業が資本金の2分の1以上を所有している企業、複数の大企業が資本金の3分の2以上を所有している企業又は大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）でない者
- ☒ 国、県等から同一の経費に関する補助金の交付を受けていない者（※）
- ☒ 同一年度内に本補助金の交付を受けていない者
- ☒ 市税を滞納していない者
- ☒ 暴力団等と関係性を有していない者

※ 補助対象経費が異なる場合、他の補助金と併用できます（ただし、申請予定のもう一方の補助金が併用可能であるかについては、申請先にお問い合わせください）。

■ 補助対象経費（詳細は裏面をご確認ください）

1. 海外で開催される**展示会等への出展**に係る経費
2. 海外企業等との**商談**に係る経費
3. 海外**市場調査**に係る経費
4. 海外との**電子商取引**に係る経費
5. **新規輸出**に係る経費

■ 補助金額

補助対象経費の **2** 分の **1** 上限 **50** 万円

■ 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※予算の執行状況により、予告なく終了する場合があります。

【問合せ先及び申請書提出先】

担当：生活経済部商工観光課 商工振興・雇用促進係

電話：022-724-7150

メール：syousui@city.natori.miyagi.jp

※申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

<名取市海外販路開拓支援事業補助金>

補助対象経費(詳細)

補助対象事業	補助対象経費（詳細）
1 海外で開催される 展示会等への出展 2 海外企業等との商談 3 海外市場調査	(1) 旅費（2名分まで） ・ 航空運賃（エコノミークラス利用に限る） ・ 宿泊費（事業に必要な日数のうち、市が認めた日数） (2) 会場費 ・ 出展料（オンライン出展含む）、備品使用料、登録料等 (3) 通訳費 ・ 出展、商談又は市場調査のために必要な通訳に係る経費 (4) 輸送費 ・ 出展製品（オンライン出展のサンプル輸送費含む）又はパンフレット等の輸送費 ・ 保険料 (5) 広報及び宣伝活動費 ・ パンフレット、展示パネル又は動画等作成に係る経費
4 海外との電子商取引	(1) 販売サイト作成費 ・ 海外向け販売サイトの作成、自社販売サイトの翻訳 (2) 外部専門家に係る経費 ・ 海外バイヤーとの商談等のために専門家へ相談するための経費
5 新規輸出	(1) 通関費 ・ 税関検査その他の通関に係る経費 (2) 輸送費 ・ 商品の輸送料 ・ 船積書類又は船荷証券等の書類取得に係る経費 (3) 輸出検査及び証明書発行に係る経費 ・ 検疫又は放射性物質等の検査及び証明書発行に係る経費 (4) 保険料 ・ 貿易保険又は製造物賠償責任保険等に係る経費 (5) 認証取得費 ・ 認証取得のために係る経費 (6) 権利調査及び契約書作成に係る経費 ・ 権利調査、契約書作成、書類翻訳に係る経費 (7) 外部専門家に係る経費 ・ コーディネーター又は通訳等に係る経費 (8) 送金に係る経費 ・ 送金手数料、為替又は信用状作成等に係る経費